

具体的な事例から学ぶ

No. 11

発行：山口県教育委員会

令和3年10月4日

～考えよう！自分のこととして～

1 テーマ

「学校における個人情報の取扱いについて」

学校で取り扱う個人情報には、児童生徒の氏名や成績に関する資料の他、答案用紙や氏名が記載された作品なども該当します。児童生徒の個人情報の流出や紛失等が起これば、児童生徒・保護者への被害のみならず、教職員の信頼や学校の信用を損なう重大な問題となります。学校現場では、学期末や入学試験等に向けて個人情報を扱う機会も多くなるため、改めて細心の注意を払うようにしましょう。

2 事例

事例①

教諭Aは、学期末処理などの仕事を自宅で行うため、担当教科の成績と評定などを保存したUSBメモリを持ち帰ろうとしたが、既に管理職が帰宅していたため、届を出さずにそのまま持ち帰った。帰宅途中でスーパーに寄って買い物をしたところ、駐車場に止めていた自家用車の車内からUSBメモリを入れていたカバンが盗まれた。一週間後、インターネット上にA教諭が作成した成績データが生徒の氏名とともに掲載されていることが判明した。

事例②

教諭Bは、授業においてクラウドを利用したアンケートフォームにより、担当教科の小テストを実施した。小テストの得点を集計したファイルを授業用パソコンに保存しようとしたところ、誤操作でクラウド上の共有フォルダに保存してしまい、一時的に得点データのファイルを生徒も閲覧・ダウンロードできる状態になってしまった。教諭Bは、誤操作に気付いた時点でクラウド上からファイルを削除したが、生徒がファイルを閲覧・ダウンロードしたかどうかは不明である。

3 個人情報の適切な管理を行うために

○業務上やむを得ず個人情報を校外等に持ち出す場合は、必ず校内規定を遵守する。

個人情報資料の校外等への持ち出しは原則禁止です。クラウド利用にも注意しましょう。

○個人情報をUSBメモリ等に保存する場合は、パスワード設定や暗号化などを徹底する。

パスワードは他の人に知られることがないように厳重に管理しましょう。

○個人情報を含む電子データ等は不要となったらその都度消去する。

取り扱う個人情報は必要最小限に留め、常にデータの把握と管理を徹底しましょう。

4 チェックしてみましょう☑

▼個人情報を含む電子媒体等を校外等に持ち出す場合に…

- 管理責任者の許可を得ないまま持ち出していませんか。
- パスワードを設定していないデータ、把握できないほどのデータを持ち出していませんか。
- 電子媒体等を車内等に放置していませんか。

▼その他にも…

- メール誤送信の防止に気を付けていますか。
- スマートフォンの置き忘れに気を付けていますか。
- 周囲に人がいる場所（校外）での個人情報を含む会話に気を付けていますか。